

たかしんSDGs  
ソーシャルビジネス資金

令和3年4月現在

商品名 (愛称)	たかしんSDGsソーシャルビジネス資金
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当金庫の会員または会員となる資格を有する法人の方</li> <li>○NPO法人</li> <li>○以下のア、イに該当する事業を営む先 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア: 保育サービス事業、介護サービス事業等</li> <li>イ: 社会的課題の解決を目的とする事業</li> </ul> </li> </ul> <p>※日本政策金融公庫が定める要件を満たす事業</p>
お使いみち	事業性資金 (運転資金・設備資金)
ご融資限度額 (貸越極度額)	1先: 2億円以内
ご利用期間	<p>運転資金: 7年以内(うち据置期間2年以内)</p> <p>設備資金: 25年以内(うち据置期間2年以内)</p>
ご融資利率	<p>当金庫所定利率による(変動金利型)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お借入後の利率は、基準利率(新長期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の利率)の変更日を基準日とし、前回基準日(借入日が前回基準日以降のときは借入日)における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします</li> <li>・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります</li> <li>・利息先払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日から新利率適用によるご返済が始まるものとします</li> <li>・利息後払いの場合は、基準日の翌月の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします</li> </ul>
ご返済方法	元利均等毎月返済、元金均等毎月返済
担保	当金庫の融資基準により担保が必要となることがあります

保証	<p>群馬県信用保証協会の保証付で利用する場合は、保証料が別途必要となります</p> <p>※保証料は群馬県信用保証協会の定める料率となります</p> <p>※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、群馬県信用保証協会がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位返済いたします。代位返済後は群馬県信用保証協会に対して支払い義務が生じます</p>
保証人	<p>「経営者保証に関するガイドライン」に則り対応いたします</p>
手数料 (消費税込)	<p>○ご融資実行時に用紙代1通につき550円をいただきます</p> <p>○一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には、5,500円をいただきます</p>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時30分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>
その他	<p>○本商品は、日本政策金融公庫との協調融資商品となります</p> <p>○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい</p> <p>○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます</p> <p>○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください</p> <p>○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります</p> <p>○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください</p>